

信託の国際税務素描

はじめに

平成12年5月の資産流動化法及び投信法の改正により、資産流動化法の適用となる特定目的信託及び投信法の適用となる投資信託が創設され、法人税法は、これらの信託を特定信託と定義して実質的な納税義務者としている。

欧米諸国は、信託の歴史が古く、信託が種々の目的に使用されていると聞くが、その信託と税務の関連、特に国際税務の分野において外国に信託を設定した場合の課税等、信託本来の課税も含めて、国内法、租税条約及び外国税法の適用を検討する必要性が次第に高まっているのではないかと考える。そこで、わが国の特定信託創設を契機として、信託の税務にスポットライトを当てるとともに、信託の税務に関してアトランダムに関連事項に触れようとするのが本論の趣旨である。

1 信託税務に係る検討の現状

わが国において信託税務を検討する場合、植松守雄氏が1988年12月よりほぼ10年余にわたり雑誌（税経通信）に連載された信託に係る納税義務の論文を避けて論じることはできないであろう。この論文は、その歴史的な沿革を含めて、わが国の国内法である法人税法、所得税法及び相続税法等の信託への適用を論じ、さらに、欧米における信託の税務及び租税条約の適用等が

検討されている。例えば、第24回租税法学界において発表を行った吉村正男氏は、この植松論文が、極めて多角的な視野に立った体系的な論考であり実務家にとって大変貴重な参考文献であると述べている（租税法研究第24号所収）。

最近まとめられた研究としては、佐藤英明著の『信託と課税』（弘文堂）が信託の税務を包括的に検討したものであり、米国における信託税制を中心とした論考としては、水野忠恒著の『国際課税の制度と理論』（有斐閣）がある。英の信託と税制の研究としては、新井誠・占部裕典・渡邊幸則著『イギリス信託・税制研究序説』（清文社）がある。また、昭和61年に制定された土地信託の取扱いを中心として検討したものとしては、山田熙・中森真紀子著『信託の税務』（ぎょうせい）がある。さらに、最近の米国における不動産の証券化に関連した信託の活用については、平野嘉秋著『不動産の証券化の法務と税務』（税務経理協会）がある。

2 問題の所在

外為法が改正され、平成10年4月1日より施行され、個人及び法人等の資金の海外流出が自由化されている。税務においては、国外送金に係る調書の提出等を定めた法律がこの外為法改正に伴い平成9年末に制定されている。また、平成12年度税制改正により相続税の納税義務者の特例（措置法69条）が規定され、制限納税義

Topics of International Taxation

務者の国外財産取得に関して課税が強化されている。

また、国際税務の分野では、個人及び法人以外の組織であるパートナーシップ、LLC等が国際的に投資等を行った場合、源泉地国課税がどのようになるのかが問題視され、例えば、OECDは、パートナーシップに関する租税条約の適用を検討した報告書を公表している。したがって、信託もこれらの特殊な形態と同様の主体となることから、その課税が問題となる。

上記以外にも信託に係る国際税務に影響を及ぼす事項もあるが、投資信託に係る国際税務は別途国際的二重課税の観点から検討を行うとして、それ以外の信託を対象とすると、わが国の所得税法、法人税法及び相続税法等の適用上、わが国の居住者が、委託者として外国信託を設定した場合のいわゆる対外投資の場合と、外国居住者により設立された外国信託がわが国に投資を行うという対内投資の場合に分けて、さらに、受益者が国内外に居住する場合を組み合わせると、国内法、租税条約及び外国税法の三者の課税関係が生じることになる。なお、投資信託の国際税務については、OECDが1999年に報告書（Taxation of cross-border portfolio investment）を公表している。

問題は、信託を利用した場合に節税効果があるのか否かという実務的な関心ではなく、企業のビジネス又は個人の投資等の分野において、これらの活動における信託の利用を税制が阻害しないという観点から、国際的二重課税が生じないように税制上の手当が行われているかどうかである。

信託利用の先進国である米国の税制は、法人として課税を受ける信託、受益者から独立した実体として課税を受ける信託、委託者が課税を受ける信託等に分類され、1996年の改正により、信託の居住形態に関する判定基準（内国歳入法典第7701条(a)30(E)）等が整備されている。わが国においても、国際税務としての信託課税が今後はその重要性が増すものと思われる。

さらに、信託の税務に今後影響を及ぼす事項として、2001年の米国ブッシュ政権による減税法の成立がある。この米国減税法では、2010年までに段階的に遺産税を廃止し、2010年に全廃するというものである。米国居住者による信託の利用は、この遺産税との関連がある。すなわち、信託が、遺産に関する税務の負担を軽減し相続財産を管理する役割を担っているからである。今後、米国遺産税全廃が、米国税制における体系への影響として所得税法の改正等、又は、信託等の利用等への影響については、経済実態の推移を見守ることが必要であろう。

日本大学教授

矢内一好